

市民意見の概要及び事業者の見解

1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
大気質の影響範囲について、700メートルと設定しているが、範囲が狭いのではないか。 煙突の高さが59メートルの場合、影響範囲は2～3キロメートルだと思うが、根拠はあるのか。	施設稼働時の排出ガスに係る大気質の影響範囲として、現南工場における風向・風速の既存の測定値や、新南工場の煙突の高さ（59メートル）や排出ガス量の計画値などを諸元とし、大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づき排出ガスに係る簡易拡散予測を行っています。 その結果、最大着地濃度出現距離が事業計画地から約700メートルと算出されたことから、事業計画地とその周辺の状況も勘案し、影響が想定される範囲を事業計画地を中心とする半径1,000メートルとしています。 準備書では、今後行う現地調査で把握した詳細な気象観測データを諸元とし、より精度の高い予測を行った上で、環境影響を受ける範囲であると認められる地域を再度設定します。

2 環境影響評価項目

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
大気質の環境影響評価項目である粉じん等について、「等」とは何を示しているのか。	粉じん等の定義は、技術指針において「粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質」とされています。
土壌汚染について、掘削作業による影響を想定しているのであれば、準備書ではなく、実施計画書で土壌汚染の調査内容を示すべきではないか。	土壌汚染対策法に基づく環境大臣の指定を受けた調査機関による地歴調査※を実施したところ、事業計画地の一部に土壌汚染のおそれがあることがわかっています。 準備書では、事業計画地の一部に土壌汚染があるものとみなした上で、工事計画を踏まえた予測、評価を実施する予定です。 〔 ※ 地歴調査とは、資料調査や聴取調査などにより土地の使用履歴を把握することで、土壌汚染のおそれの有無を判定するものです。 〕

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
環境影響評価項目として日照障害を選定しているが、電波障害を選定していないのはなぜか。	事業計画地周辺の地上デジタル波は、事業計画地から約7キロメートル南東にある絵下山の標高 560 メートルの位置に設置されている広島親局送信所から送られており、南工場の存在による電波障害の発生事例は、現況として把握していません。 建替え後の南工場の建屋は、排ガス処理設備の高度化による機器数の増加等により、現南工場より大きくなりますが、電波の伝搬状況に大幅な変化が生じるものではないと考えられるため、電波障害は環境影響評価項目として選定していません。 なお、日照障害については、煙突位置の変更があった場合等による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定したものです。

3 調 査

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
大気質、騒音、振動、悪臭の現地調査地点が準工業地域に集中しているが、周辺の住居地域にある仁保小学校や桃山幼稚園などでも現地調査を行うべきではないか。	大気質及び悪臭の現地調査地点については、現南工場における風向・風速の既存の測定値や地域特性などを踏まえて選定しています。 また、騒音及び振動の現地調査地点については、事業計画地西側の敷地境界で行うとともに、生活環境への影響が最も大きくなると想定される直近の住居付近を選定しています。
解体工事による影響を想定して、粉じんやアスベストの現地調査を行うべきではないか。	解体工事による粉じんの影響を想定して、事業計画地の南側に隣接する湊崎公園において、降下ばいじんの現地調査を行う計画としています。 解体工事中のアスベストの影響については、大気汚染防止法に基づくアスベスト除去作業に係る基準等を遵守するとともに、事業計画地周辺でアスベストの飛散の有無を監視する計画としていることから、環境影響評価としての現地調査は行わないこととしています。
大気質の降下ばいじんの現地調査地点は、なぜ1地点だけなのか。	工事に伴う粉じんの影響を想定して選定している降下ばいじんは、大気中を降下する比較的粒子径の大きい粒子状物質であり、大気中を漂う他の大気汚染物質よりも影響を及ぼすおそれのある範囲が狭いため、事業計画地に隣接する湊崎公園の1地点を調査地点としています。
地域の概況として、事業計画地周辺の一部の大気測定局では微小粒子状物質が環境基準を超過しているが、現地調査により現況を把握しないのはなぜか。	微小粒子状物質については、現地調査を行っても現状として予測手法が確立しておらず、その後の予測及び評価が行えないため、環境影響評価項目として選定していません。

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
騒音及び振動について、現状の施設周辺の問題点を明らかにするためには、南工場から西側に約 200 メートル離れた位置にある第一種住居地域で現地調査を行うべきではないか。	現南工場の稼働に伴う施設周辺での騒音及び振動の現地調査は、騒音及び振動による周辺的生活環境への影響を把握するため、事業計画地西側の敷地境界で行うとともに、生活環境への影響が最も大きくなると想定される直近の住居付近で行うこととしています。
騒音及び振動の現地調査は、平日と休日に各 1 回ずつ行うこととしているが、天候の状態や季節の特性などによる変動を考慮し、少なくとも各 2 回ずつ行うべきではないか。	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省 平成 27 年 10 月）において、騒音の測定時期は、騒音レベルが 1 年のうちで平均的な状況を呈する日として、天候等が安定している秋季が望ましいとされています。 また、曜日は平日が望ましいとされるとともに、騒音測定時の天候条件として、降雨、降雪、積雪時などは測定を行わないこととされています。 このため、現南工場の稼働時の騒音の現地調査は、降雨等のない秋季の平日に 1 回行うこととし、さらに、廃棄物運搬車両の増減を踏まえ、休日においても 1 回行うこととしています。 なお、振動についても、発生源が騒音と概ね同じであることから同様とします。
施設からの悪臭の漏洩を想定するのであれば、施設のどこから悪臭が漏洩しやすいのかを把握するために、南工場の周囲を囲む配置に現地調査地点を選定すべきではないか。	現南工場の稼働に伴う施設周辺での悪臭の現況調査は、悪臭による周辺的生活環境への影響を把握するため、周辺の住居に最も近い事業計画地西側の敷地境界で行い、事業計画地南側に隣接する渕崎公園でも行うこととしています。
悪臭の現地調査は、調査地点の風向きが事業計画地から風下の時に調査を実施するのか。	現南工場の稼働に伴う排出ガスに係る悪臭の現地調査地点においては、調査地点が事業計画地から風下となる風向時に調査を実施します。 敷地境界での現地調査地点においては、無風時又は風速が極めて小さい時に実施します。

4 予 測

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
廃棄物運搬車両台数は約 10 台程度しか増加しないと想定しているのに、主要運行ルート沿道における大気質、騒音及び振動に係る理論計算に基づく予測を行う必要性があるのか。	廃棄物運搬車両の主要運行ルート沿道における大気質、騒音及び振動については、環境基準等との整合を評価するため、理論計算に基づく定量的な予測が必要であると考えています。
景観について、既存工場の建替えなので、写真撮影による現況把握を行えば、全ての地点でフォトモンタージュ法による予測を行う必要性はないのではないかと。過大な予算執行とならないか。	建替え後の南工場は、現南工場より建屋が大きくなるため、事業計画地周辺の主要な眺望点として選定した 4 地点で、フォトモンタージュ法による予測が必要であると考えています。

5 その他

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	意見についての見解
周辺に住民が比較的少ない場所での新工場の建設を検討したか。 事業計画地の選定に当たっては、周辺住民への影響を少なくするという観点で検討するべきだと思う。	本市では、ごみの収集・運搬における適切なエリア分担とコスト削減の観点から集約化を図るため、4箇所の焼却工場のうち安佐北工場を平成30年度末で稼働停止し、令和元年度から3工場体制に移行しました。 現在、この3工場体制により、周辺地域の環境保全上の支障が生じることなく、市域で排出される可燃ごみを安定的に焼却していますが、将来にわたりこの3工場体制を持続的なものとするため、老朽化が進行している南工場を現地で建替えるものです。
地球温暖化対策に係る最先端技術について、国内技術だけではなく、世界レベルでの検討を行ったか。 設備が最先端なものか不明であり、緑化対策が不十分だと思う。	現在、導入する設備や緑化手法などの詳細は未定です。 御意見については、今後、検討を進める際の参考にさせていただきます。